

(1) 令和4年度から6年度までの各年度に選別を行うファイルの類型別の数量
 令和5年度、令和6年度については公安委員会、警察本部および県立大学のファイル数を除く。

選別を実施する年度 ファイルの類型	令和4年度 (令和3年度で 保存期間到来)	令和5年度 (令和4年度で 保存期間到来)	令和6年度 (令和5年度で 保存期間到来)
1 各年度保存期間満了文書(旧永年)	39,190		
2 各年度保存期間満了文書(有期限)	118,105	106,486	106,996
合計	157,295	106,486	106,996

滋賀県公文書等の管理に関する条例の施行に伴う経過措置を定める規則 抜粋

(保存期間が30年を超える施行日前公文書の保存期間等)

第4条 施行日において30年を超える期間が保存期間として定められている施行日前公文書については、保存期間が30年として設定された現用公文書とみなして、条例第5条第4項、第6条および第8条第1項から第5項までの規定を適用する。

2 前項の規定により保存期間が30年として設定された現用公文書とみなされる施行日前公文書のうち、次の表の左欄に掲げるもの(文書管理システム(知事が整備した文書管理を行うシステムをいう。)で管理されているもの)に限り、条例付則第3項の規定により特定歴史公文書等とみなされるものを除く。)については、それぞれ同表の右欄に掲げる日まで保存期間が延長されていた、または延長されているものとみなす。

昭和48年度までに作成し、または取得した施行日前公文書	令和2年3月31日
昭和49年度から昭和58年度までに作成し、または取得した施行日前公文書	令和3年3月31日
昭和59年度から平成元年度までに作成し、または取得した施行日前公文書	令和4年3月31日

3 第1項の規定により保存期間が30年として設定された現用公文書とみなされる施行日前公文書(次に掲げるものを除く。)については、施行日において、条例第5条第4項の規定により令和2年3月31日まで保存期間が延長されていたものとみなす。

- (1) 条例付則第3項の規定により特定歴史公文書等とみなされる施行日前公文書
- (2) 前項の規定の適用を受ける施行日前公文書
- (3) 施行日において保存されている期間が、その作成し、または取得された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を超えない施行日前公文書

4 前3項の規定は、一部施行日前公文書について準用する。この場合において、第2項中「知事」とあるのは「警察本部長」と、「昭和48年度」とあるのは「昭和46年度」と、「令和2年3月31日」とあるのは「令和4年3月31日」と、「昭和49年度から昭和58年度まで」とあるのは「昭和47年度から昭和56年度まで」と、「令和3年3月31日」とあるのは「令和5年3月31日」と、「昭和59年度から平成元年度まで」とあるのは「昭和57年度から平成3年度まで」と、「令和4年3月31日」とあるのは「令和6年3月31日」と、前項中「令和2年3月31日」とあるのは「令和4年3月31日」と読み替えるものとする